

# (仮称)上新電機刈谷一ツ木店

## 大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

### 1 概要

店舗跡地に家電量販店を新設する(法第5条第1項)

### 2 届出の内容

届出年月日	平成29年12月20日		
店舗	店舗名称	(仮称)上新電機刈谷一ツ木店	
	店舗所在地	刈谷市一ツ木町三丁目10番地4 ほか15筆	
設置者	名称	上新電機株式会社	
	代表者	代表取締役 中嶋 克彦	
	住所	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	
	その他	なし	
小売業者	名称	上新電機株式会社	
	代表者	代表取締役 中嶋 克彦	
	住所	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	
	その他	なし	
店舗面積	2,409 m <sup>2</sup>		
施設の配置	駐車場	位置	別紙図面のとおり
		台数	90 台 (指針台数: 90 台)
	駐輪場	位置	別紙図面のとおり
		台数	81 台
	荷捌施設	位置	別紙図面のとおり
		面積	20 m <sup>2</sup>
	廃棄物 保管施設	位置	別紙図面のとおり
		容量	13.9 m <sup>3</sup>
施設の運営	営業時間	開店	午前9時30分
		閉店	午後9時30分
	駐車場利用時間帯	午前8時30分から午後10時まで	
	駐車場出入口	数	2箇所
		位置	別紙図面のとおり
荷捌時間帯	午前6時から午後10時まで		
新設する日	平成30年8月21日		

### 3 参考事項

敷地面積	4,183.66 m <sup>2</sup>		
建築面積	2,707.60 m <sup>2</sup>		
延床面積	5,200.69 m <sup>2</sup>		
業態	住・生活関連品専門店		
用途地域	第2種住居地域	第1種中高層住居専用地域	—
備考			

# (仮称) 上新電機刈谷一ツ木店

## 4 基本的配慮事項

配慮事項	記述事項
(1) まちづくり計画の検討	都市計画及び中心市街地活性化基本計画等について情報収集し、検討する
(2) 深夜営業の対応	深夜営業は行わない
(3) 住民説明会の開催	地域住民等の理解が十分得られるよう説明・周知
(4) テナントの履行確保	設置者と小売業者が同一のため不要
(5) 責任者の任命	店長を責任者として任命
(6) 予測乖離時の措置	再調査・再対策を検討の上、必要措置を実施
(7) 通年の臨時措置	繁忙時は交通整理員を配置
(8) 開店時の臨時措置	交通整理員を配置

## 5 施設の配置及び運営方法に関する事項

### 1 駐車需要の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

#### (1) 交通に係る事項

##### ア 駐車場の必要台数の確保

##### (ア) 小売店舗の必要駐車台数

##### a 指針による算出

行政人口	店舗面積S	日來客数 原単位A (人/千㎡)	ピーク率B	駅からの距離 (商業系地域の 場合)	自動車分担率C	平均乗車 人員D	ピーク1hの 来台車数F <small>S/1000×A×B×C/D</small>	平均駐車 時間係数G	必要駐車台数 F×G
150,849人	2,409 ㎡	1,028	14.40%	470 m	70.00%	2.00 人	125 台	0.72	90 台

総駐車台数	−	従業員等駐車台数	−	業務用駐車台数	−	搬出入用駐車台数	−	併設施設駐車台数	=	来客用駐車台数	評価
100 台		10 台		0 台		0 台		0 台		90 台	○

##### b 指針によらない「特別な事情」による算出 なし

##### (イ) 小売店舗に併設施設を含めた必要駐車台数

##### a 指針の参考式による算出

なし

##### イ 駐車場の位置及び構造等

1平面自走オペレーター:無	2平面自走オペレーター:有	3機械式駐車場	共用駐車台数	ピーク1hの来台車数
1箇所	0箇所	0箇所	0箇所	125 台

##### ウ 駐車場形式・出入口数・位置・駐車待スペース・分散確保・交通整理

敷地内 駐車場	種別	1	収容台数	90 台	歩行者動線	分離	騒音配慮	アイドリングストップ	排ガス配慮	アイドリングストップ	評価	
	出入口数	道路種別	道路幅員	歩道	交差点距離	駐車待スペース	予測来台車数	道路形態	入出庫方法	整理員		
東	なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
西	なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
南	1箇所	市町村道	6m	なし	35.8m	0m	73	双方向	右左折混合	あり	○	
北	1箇所	市町村道	16m	あり	30m	0m	52	双方向	左折のみ	あり	○	
交通整理員等の配置		年間を通して混雑する時期のみ配備										

評価	駐車場法の基準	駐車場出入口の数・位置	駐車待スペース	駐車場の分散確保	出入口における交通整理
○	○	○	○	○	○

##### エ 周辺交通状況の把握

交通量調査	来客車両等の方向別予測	店舗周辺状況調査	交通流動の予測
実施	実施	実施	実施(交差点需要率等の検討)

# (仮称)上新電機刈谷一ツ木店

## (ア)交差点需要率等の検討

		休 日			平 日		
		現 況	開店後	評価	現 況	開店後	評価
地点1 一ツ木町2丁目 交差点	需要率	0.375	0.412	○	0.384	0.416	○
	将来交通量/可能交通容量	0.715	0.768	○	0.683	0.742	○
	ピーク時間帯	17時台			17時台		
地点2 宝二丁目 交差点	需要率	0.597	0.638	○	0.630	0.671	○
	将来交通量/可能交通容量	0.776	0.886	○	0.811	0.920	○
	ピーク時間帯	17時台			18時台		
地点3 一ツ木町3丁目 交差点	需要率	0.239	0.266	○	0.294	0.321	○
	将来交通量/可能交通容量	0.299	0.338	○	0.368	0.373	○
	ピーク時間帯	16時台			18時台		

地点4 平成小学校 北西交差点	需要率	—	—	—	—	—	—
	将来交通量/可能交通容量	遅れなし	遅れなし	○	遅れなし	遅れなし	○
	ピーク時間帯	12時台			18時台		

出入口b	需要率	—	—	—	—	—	—
	将来交通量/可能交通容量	—	遅れなし	○	—	遅れなし	○
	ピーク時間帯	12時台			18時台		

### ※周辺道路の混雑を回避するための対策等

チラシに案内経路を記載し、経路の周知徹底と来客車両のスムーズな誘導に努めます。  
また、繁忙期には状況を見て誘導員を配置し交通の円滑化に努めます。

### オ 駐輪場等の確保等

駐輪場の位置及び箇所数	店舗南東側入口付近に1箇所
駐輪場の収容台数	81台
標準収容台数	69台
収容台数根拠	指針の標準収容台数による

位置評価	台数評価
○	○

### カ 自動二輪車の駐車場の確保

自動二輪車駐車場の確保	なし	収容台数	—
位置及び箇所	駐輪場と共用します。		

位置評価	台数評価
○	○

### キ 荷捌施設の整備等

#### (ア)荷捌施設の整備

停車位置	専用出入口・通路	面積	営業時間外の搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	混在	20㎡	あり	30分	1台	2台	○

#### (イ)計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
9:00~10:00	2台	16:00~17:00	22:00~23:00	なし	なし	○

### ク 経路の設定等

#### (ア)車両関係

##### a 来客車関係

案内表示の設置	交通整理員の配置	情報提供	生活道路の回避	通学路の回避	療養施設等の回避	右折経路
あり	配置	チラシ配布	非回避	非回避	回避	あり

##### b 搬出入車両関係

通学路との交錯	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
あり	あり	非配備

※非配備の場合等の対応  
ドライバーへの周知徹底を行います

##### c バス・タクシー等交通機関関係

駐車場の確保
バス・タクシー等の停留所なし

# (仮称) 上新電機刈谷一ツ木店

## d 地方公共団体・公共交通事業者の事業関係

パークアンドライド事業等への協力
事業なし

評価
○

## (イ) 歩行者通行関係

通り抜け可能通路の保持	通行妨害施設	閉店後の夜間照明の設置
必要なし	なし	必要なし

評価
○

## (ウ) 廃棄物・リサイクル関係

廃棄物減量化計画	リサイクル活動推進計画
実施	実施

評価
○

## (エ) 防災・防犯対策への協力

### a 防災への協力

避難場所の提供	物資の緊急提供	その他
締結可能	締結可能	—

### b 防犯への協力

夜間照明の配置	警備員等の巡回	その他
配慮あり	あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗内外において、定期的な巡回を行います。</li> <li>・緊急時の対策及び通報体制の整備を徹底していきます。</li> <li>・所轄警察署と連携し、情報共有等協力していきます。</li> <li>・警察の安全パトロールの協力等、今後、その他犯罪・非行の未然防止に必要な取組みについては、積極的に行います。</li> <li>・店舗内外に防犯カメラを設置及び防犯カメラを設置している旨を示す案内を行います。(設置箇所は未定)</li> </ul>

評価
○

## 2 生活環境悪化防止関係

### (1) 騒音発生に係る事項

#### ア 騒音問題対応策

##### (ア) 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	11 m	あり	給排気ファン	なし	なし	-
西方向	22 m	なし	来客車両	なし	なし	-
南方向	10 m	なし	来客車両	なし	なし	-
北方向	21 m	なし	来客車両	なし	なし	-

遮音壁の影響	遮音壁設置なし
--------	---------

### (イ) 営業活動の騒音対策

早朝・深夜荷捌きの有無	なし
荷捌施設建築計画面での配慮	荷さばきを行うスペースを十分に確保することにより、作業の効率化を図り、騒音の低減を行います。
荷捌作業運営面での配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷さばき車両のアイドリングストップを遵守します。</li> <li>・作業員への騒音防止意識を徹底します。</li> </ul>
放送設備使用面での配慮	屋外放送なし

# (仮称) 上新電機刈谷一ツ木店

## (ウ) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機等からの騒音配慮	機器のメンテナンスを行い、周辺への静穏保持に努めます。
給排気口等からの騒音配慮	機器のメンテナンスを行い、周辺への静穏保持に努めます。
駐車場からの騒音配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場内を段差のない構造にすることにより、場内走行時の騒音をなるべく軽減します。</li> <li>・アイドリングストップを促す看板を設置します。</li> <li>・店舗閉店後は駐車場出入口を閉鎖して、駐車場の利用制限をします。</li> </ul>
廃棄物収集作業等に伴う騒音配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な保管容量を確保し、廃棄物の施設外への拡散を防止します。</li> <li>・作業時間帯の制限をします。</li> <li>・作業員への騒音防止意識を徹底します。</li> <li>・定期的な収集を行うことで保管容量を抑え、回収時間を短縮します。</li> <li>・廃棄物の分別を徹底し、効率良く回収します。</li> </ul>
経年劣化等の事後対策	エアコン室外機・給排気ファン・キュービクルについては機器のメンテナンスを行い周辺への静穏保持に努めます。

## (エ) 併設施設における騒音対策

施設面の騒音配慮	なし(併設施設なし)
運営面の騒音配慮	なし(併設施設なし)

## イ 騒音の予測評価

予測対象騒音	定常騒音	空調機室外機	24	冷却塔		給排気口	17	変電施設		浄化槽		ポンプ			
	変動騒音	冷凍機室外機		キュービクル	1										
		自動車走行	○	後進警報ブザー		台車走行	○	BGM		アナウンス					
		ゴミ収集作業	○	アイドリング											
衝撃騒音	荷降し音		台車走行												
建物の構造(高さ)		鉄骨造2階建て(16.17m)													

## (ア) 等価騒音レベル予測

		北(A)	東(B)	南(C)	西(D)
用途地域		第2種住居地域	第1種中高層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域
昼間基準値		55 dB	55 dB	55 dB	55 dB
夜間基準値		45 dB	45 dB	45 dB	45 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	44.0 dB	44.7 dB	50.7 dB	46.8 dB
	評価	○	○	○	○
	夜間等価騒音レベル	-	-	-	-
県	昼間等価騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル検証	-	-	-	-

		北(A')	東(B')	南(C')	西(D')
用途地域		第2種住居地域	第2種住居地域	第1種中高層住居専用地域	第2種住居地域
昼間基準値		55 dB	55 dB	55 dB	55 dB
夜間基準値		45 dB	45 dB	45 dB	45 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	-	-	-	-
	評価	-	-	-	-
	夜間等価騒音レベル	24.6 dB	16.1 dB	24.1 dB	25.0 dB
県	昼間等価騒音レベル検証	○	○	○	○
	夜間等価騒音レベル検証	-	-	-	-
		妥当	妥当	妥当	妥当

## ※基準値を超えた場合の対応等

基準値は下回っておりますが、苦情があった際は真摯に対応致します。

# (仮称) 上新電機刈谷一ツ木店

## (イ) 夜間における騒音ごとの予測

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの有無					無
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か					
上記A・Bの具体的内容					-
		北(a)	東(b)	南(c)	西(d)
	用途地域	第2種住居地域	第2種住居地域	第1種中高層住居専用地域	第2種住居地域
	基準値を5dB減ずる要因	なし	なし	なし	なし
	基準値	40dB	40dB	40dB	40dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	31.5dB	23dB	35.5dB	25dB
	評価	○	○	○	○
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	-	-	-	-
県	定常騒音の騒音レベル検証	妥当	妥当	妥当	妥当
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値検証	-	-	-	-

### ※基準値を超えた場合の対応等

基準値は下回っておりますが、苦情があった際は対応致します。

## (2) 廃棄物関係

### ア 廃棄物等の保管について

悪臭問題関係配慮	ドアを設置して密閉型とします。
衛生問題関係配慮	ドアを設置して密閉型とします。

### (ア) 小売店舗の必要保管容量

#### a 指針に分類される廃棄物等

取扱品目	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	必要保管容量	見かけ比重の変更	評価
紙廃棄物用	13.90 m <sup>3</sup>	1日	0.501 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	5.01 m <sup>3</sup>	変更なし	○
金属製廃棄物用		1日	0.017 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	0.17 m <sup>3</sup>	変更なし	○
ガラス製廃棄物用		1日	0.014 t	0.10 t/m <sup>3</sup>	0.14 m <sup>3</sup>	変更なし	○
プラスチック製廃棄物用		1日	0.048 t	0.01 t/m <sup>3</sup>	4.80 m <sup>3</sup>	変更なし	○
生ごみ用		1日	0.407 t	0.55 t/m <sup>3</sup>	0.74 m <sup>3</sup>	変更なし	○
その他可燃性廃棄物用		1日	0.130 t	0.38 t/m <sup>3</sup>	0.34 m <sup>3</sup>	変更なし	○
合計	13.90 m <sup>3</sup>	-	-	-	11.20 m <sup>3</sup>	-	○
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

#### b その他の廃棄物等

なし

### (イ) 小売店舗以外の施設の必要保管容量

なし

### (ウ) 小売店舗から排出される廃棄物の増減要因

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
レジ袋削減の実施	あり	空缶・空き瓶の回収箱設置	あり
ダンボール不使用納品の実施	あり	食品トレーの回収箱設置	なし
生ゴミ堆肥化施設の使用	なし	ペットボトルの回収箱設置	あり
廃棄物等圧縮機の使用	なし	食品加工場の設置	なし
脱水装置の使用	なし	物販店以外の施設との保管施設の共有	なし
その他	なし	その他	なし

### ※その他廃棄物減量化及びリサイクル等に係る取組み

- ・家電4品目、使用済みの充電式電池及び携帯電話の回収を行います。
- ・納入メーカーに対して段ボール不使用納品を依頼しています。
- ・精算済みシールテープ・簡易包装(ひも掛けのみ)の推進を行います。
- ・自販機設置業者が空き缶や瓶等の回収を定期的に行うことを義務付け、資源回収を図ります。

## (仮称)上新電機刈谷一ツ木店

### (エ) 廃棄物保管施設の位置・構造

位置・構造	種類・処理方法ごとの分別の実施	分別廃棄を実施
	搬出作業の利便性の確保	特になし
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な保管容量を確保し、廃棄物の施設外への拡散を防止します。</li> <li>・作業時間帯の制限をします。</li> <li>・作業員への騒音防止意識を徹底します。</li> <li>・定期的な収集を行うことで保管容量を抑え、回収時間を短縮します。</li> <li>・廃棄物の分別を徹底し、効率良く回収します。</li> </ul>
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施	生ゴミ排出なし
	生ゴミ保管施設の密閉性の確保	生ゴミ排出なし

### イ 廃棄物等の運搬や処理について

十分な搬送頻度の確保	特になし
繁忙期の特別な措置	搬出回数を増便
運搬(予定)業者(免許番号)	未定
運搬業者・処理業者に対する情報提供	特になし
敷地内処理の配慮	すべて敷地外処理
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	なし

### ウ その他廃棄物関連対応策について

食品加工場等からの悪臭防止対策	食品加工場なし
併設施設からの悪臭防止対策	生ゴミが発生する場合には密閉し、悪臭が発生しないように努めます。

評価
○

### (3) 街づくり等への配慮

街並みづくり等への配慮	外観・色彩等	景観に配慮して刺激的な色彩を避け、周辺と調和のとれた外観とします。
	環境美化活動	○ 従業員により定期的に店舗敷地内及び周辺の清掃を行います。
市町村等の公的計画への協力	市からの要請に対して協力致します。	
照明等の配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指向性照明器具の設置や夜間の屋外照明は近隣の民家に直接当たらないように配慮します。</li> <li>・サインボードを中心に照らす器具の配置、設置により、光の拡散を低減します。</li> </ul>	
敷地内の緑地計画	緑地については、242.986㎡(敷地の5.8%)を確保します。	

評価
○

市町村の意見概要	対応
意見なし	—

住民等の意見の概要	対応
意見なし	—

県の意見案	
意見なし	